


「危険ドラッグ」を吸引する などして、車を運転した結果、悲惨な 交通事故が多発しています・・・！！

アルコール又は薬物の影響により、
正常な運転が困難な状態で自動車
を走行させ、人を死傷させた場合



自動車の運転により人を死傷させ
る行為等の処罰に関する法律

例えば…【危険運転致死傷罪】

【罰則】  最長で20年！
致死：1年以上の有期懲役
致傷：15年以下の懲役

過労、病気、薬物の影響その他の
理由により、正常な運転ができな
いおそれがある状態で車両等を運
転した場合



道路交通法違反

【過労運転等の禁止】

【罰則】
3年以下の懲役
50万円以下の罰金



「危険ドラッグ」を絶対に使用しない！

警 視 庁 交 通 部